

令和8年度（繰越）国スポ・障スポ施設整備事業
カヌー・ローイング競技場コース設営業務委託
に係る仕様書

小林市教育委員会

令和8年7月

「令和８年度（繰越）国スポ・障スポ施設整備事業
カヌー・ローイング競技場コース設営業務委託」に係る仕様書

令和８年 ７月 13 日

教育部 国スポ・障スポ推進室

1. 名称

令和８年度（繰越）国スポ・障スポ施設整備事業
カヌー・ローイング競技場コース設営業務委託

2. 業務目的

本業務は、国民スポーツ大会（以下「本大会」という。）及び国民スポーツ大会リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）カヌー・ローイング競技の開催に向け、設計図書に基づき競技コースを設営するとともに、大会期間中の維持管理、緊急時対応及び撤去を一体的に実施し、競技の公平性及び安全性を確保することを目的とする。

3. 履行場所

宮崎県小林市須木下田字中野地内

4. 業務期間

契約締結の日から令和９年 10 月 31 日（日曜）まで
※設営開始時期については、別途協議により定める。

5. 競技日程等

①本大会

カヌー競技

期 間：令和９年 10 月 2 日（土曜）～ 5 日（火曜）
公式練習：令和９年 9 月 29 日（水曜）～10 月 1 日（金曜）

ローイング競技

期 間：令和９年 9 月 11 日（土曜）～14 日（火曜）
公式練習：令和９年 9 月 8 日（水曜）～10 日（金曜）

②リハ大会

カヌー競技

大 会 名：小野湖ウォータースポーツヴィレッジ完成記念
カヌースプリント大会

期 間：令和９年 7 月 3 日（土曜）～ 4 日（日曜）
公式練習：令和９年 7 月 2 日（金曜）

ローイング競技

大 会 名：令和９年度全九州高等学校体育大会
第 62 回全九州高等学校ローイング競技大会

期 間：令和９年 6 月 19 日（土曜）～20 日（日曜）
公式練習：令和９年 6 月 18 日（金曜）

6. 業務概要

- ①カヌースプリント 500m・200m 9レーンの設営業務
- ②ローイング 1,000m 6レーン（競漕用5レーン、回漕用1レーン）の設営業務
- ③リハ大会及び本大会における競技コースの設営及び撤去
- ④競技期間中のコースの保守・管理
- ⑤台風、増水、流木等の異常時における緊急対応
- ⑥大会終了後に常設する設備の引渡し及び競技団体等へのコース転換に関する技術的支援
- ⑦その他、本業務の実施に必要な事項

7. 仕様及び数量

下記に掲げる別紙を参照すること。

- ①積算内訳書【仕様書別紙1】
- ②実施設計図【仕様書別紙2】
- ③設備条件【仕様書別紙3】

8. 業務実施の基本方針

本業務は、設計図書に基づき実施するものとし、受注者は設計図書の内容を変更して業務を実施してはならない。ただし、法令改正、競技団体からの指導、災害、その他市が必要と認める場合は、市との協議により変更することができる。

受注者は、設計図書に基づく品質を確保するため、実施体制、施工方法、工程管理、安全管理、維持管理及び緊急対応について適切な措置を講じるものとする。

9. 業務工程表の作成及び進捗状況の報告

受注者は、契約締結後速やかに業務工程表を作成し、市の承認を受けること。また、業務の進捗状況について、市が求める都度報告を行うとともに、主要な工程の完了時には書面により報告すること。

なお、工程に変更が生じた場合は、速やかに市に報告し、承認を得ること。

10. 現場管理

受注者は、業務着手前に現場責任者（管理技術者）、現場担当者及び測量担当者（測量士免許保有者）を選任し、市に届け出ること。現場責任者は業務全体を統括し、市との連絡調整窓口となること。

受注者は、業務着手前に緊急連絡体制表を作成し市に提出すること。緊急連絡体制表には、現場責任者及び担当者の常時連絡先、台風・増水・流木等発生時の初動対応基準及び対応手順フロー、夜間・休日における市への報告基準を含むこと。

なお、小野湖への構造物設置に係る河川占用許可については、小林市が取得済みである。受注者は許可条件を遵守し業務を実施すること。

11. 設営及び撤去

受注者は、リハ大会及び本大会それぞれについて、設営・撤去の詳細工程表を市に提出し、承認を受けた上で作業を実施すること。

競技終了後に撤去した資材の取扱いは以下のとおりとする。

- ①常設設備として存置する資材は市に引き渡すこと。
- ②再利用可能な撤去資材は受注者が引き取ること。
- ③廃棄物については廃棄物の処理法及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

に基づき受注者の責任において適正に処分し、処分完了後に処分証明書を市に提出すること。

④ダム湖への資材流出が発生した場合の回収費用は受注者の負担とする。

12. 保守・管理

受注者は、設営後から各大会終了（撤去完了）まで、設置したコース設備の保守・管理を行うこと。特に競技期間中は常時監視体制を維持し、異常を発見した場合は直ちに応急措置を講じるとともに市に報告すること。

国スポ終了後に存置する常設設備の維持管理費用の負担区分は以下のとおりとする。

①通常の維持管理費用：市の負担とする。

②受注者の施工不良に起因する修繕費用：受注者の負担とする。

③天災等不可抗力による損傷の修繕費用：市の負担とする。

13. 安全管理等

受注者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、作業員の安全衛生管理を徹底すること。また、競技者及び関係者の安全確保に必要な措置を講じること。

ダム湖特有のリスク（急激な水位変動・流木・強風等）を踏まえた安全対策を講じること。水上作業においては、必ずライフジャケットを着用すること。

業務中に事故が発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに市に報告し、関係機関への連絡・届出等必要な措置を講じること。

受注者は、業務の実施にあたり小野湖の水質・自然環境に配慮し、油類・廃棄物等の湖内流出防止措置を徹底すること。

14. 資料提供

市は受注者に対し、業務の実施に必要な設計図書を電子データ（PDF 形式）で提供する。受注者は提供された資料を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者への開示・転送を禁止する。

受注者は、業務の実施過程で作成した資料・記録等を適切に保管し、市の求めに応じて速やかに提出すること。

15. 会場設営・撤去作業完了報告書

受注者は、リハ大会及び本大会それぞれの設営完了時及び撤去完了時に、会場設営・撤去作業完了報告書を作成し、市に提出すること。報告書には以下の内容を含むこと。

①作業概要（実施日時、作業内容、使用機材、人員体制）

②設営・撤去状況の写真記録

③コース設置位置の測量結果（設計値との照合）

④特記事項（不具合・変更点・次回への申し送り事項等）

16. 業務にあたっての留意事項

受注者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。

①業務の実施にあたっては、市担当者と十分に協議・確認を行い、認識の齟齬が生じないよう努めること。

②業務を通じて知り得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、適切に管理すること。

- ③本業務の成果品（報告書・写真・測量データ等）の著作権及び所有権は市に帰属する。
- ④本業務に関する情報を市の承認なく外部に公表・開示してはならない。
- ⑤業務の実施にあたっては、関係競技団体（日本カヌー連盟・日本ローイング協会等）の規則・基準の最新版を参照し、公認コース基準を満たすよう努めること。
- ⑥本業務は、設計図書に基づき実施するものであり、受注者の提案は設計図書の変更を目的とするものではなく、設計図書に定める性能及び品質を確保するための履行方法、実施体制及び工程管理等に関するものとする。